

官報

号外 昭和四十九年十二月二十三日

第七十四回国会 衆議院会議録 第六号

昭和四十九年十二月二十三日(月曜日)

昭和四十九年十二月二十三日
午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きます。

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○森喜朗君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案外二案

給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十九年十二月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員に関する法律(昭和二十五法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
第九条の二第二項中「、又は死亡し」を削り、
第九条の二第二項中「、又は死亡し」を削り、
同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、
「本項」を「この項」に、「日割」を「日割り」に改め、
同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

第十条の三第一項中「こえない」を「超えない」

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

一四〇

に、「五年以内、第三号」を「二十年以内、第三号」に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内、第四号に、「第一号に掲げる官職に係るものにあつては、」を「第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては、」に改め、同項第一号中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項第三号中「前二号の」を「前三号に掲げる」に、「官職で」を「官職のうち」に、「ものを」を「官職で」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「医療職俸給表(一)の適用を受ける職員」を「前三号に掲げる」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職(前号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額二万五千円

第十一条第三項中「三千五百円とし」を「五千円」に改め、「第五号までの扶養親族」の下に「(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち二人までについてはそれぞれ千五百円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については三千五百円)、その他の扶養親族」を加え、同項ただし書を削る。

第十一条の二第一項中「その旨」の下に「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」を加え、同項第三号及び第四号中「満十八歳未満の子」を「子、父母等」に改め、同条第三項中「さらに」を「更に」に、「扶養親族たる満十八歳未満の子」を「扶養親族たる子、父母等」に、「当該満十八歳未満の子」を「当該扶養親族たる子、父母等」に改める。

第十一条の六を次のように改める。
(住居手当)
第十一条の六 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額四千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。)
二 その所有に係る住宅(人事院規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額一万円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千円を控除した額
ロ 月額一万円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が二千元を超えるときは、二千元)を六千元に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 千円(当該住宅が当該職員その他人事院規則で定める者によつて新築され、又は購入されたものである場合にあつては、当該新築又は購入がなされた日から起算して五年を経過するまでの間は二千五百円)

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に必要事項は、人事院規則で定める。
第十二条第二項第一号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」

に改め、同項第二号中「千五百円」を「千三百円」に、「千八百円」を「二千三百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を「三千六百円」に改め、同項第三号中「五千円」を「八千円」に、「こえる」を「超える」に、「二千円」を「千円」に改める。

第十九条の二第一項中「千円」を「千三百円」に、「行なう」を「行ふ」に、「二千円」を「二千六百円」に、「こえない」を「超えない」に、「行なわれる」を「行われる」に、「千五百円」を「千九百五十円」に、「三千円」を「三千九百円」に改め、同条第二項中「七千円をこえない」を「九千円をこえない」に改める。

第十九条の三第二項中「こえない」を「超えない」に、「百分の百十」を「百分の百四十」に、「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。
第二十二條第一項中「一万二千円をこえない」を「一万五千五百円をこえない」に改める。

附則第十項及び第十一项を削る。
別表第一から別表第八までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表 (第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	200,400	153,700	—	—	—	79,000	70,000	—
2	209,600	160,200	136,200	115,100	96,300	83,000	72,800	57,600
3	218,800	166,900	141,700	120,000	100,600	87,100	75,700	59,200
4	228,000	173,900	147,200	124,900	105,000	91,200	79,000	60,800
5	237,200	180,900	152,700	129,900	109,400	95,300	82,300	62,500
6	246,400	187,900	158,200	134,900	113,900	99,400	85,600	64,800
7	255,600	194,900	163,800	140,200	118,400	103,400	88,900	67,300
8	264,800	201,900	169,500	145,500	122,900	107,400	92,200	69,900
9	274,000	208,900	175,200	150,900	127,500	110,900	95,000	71,700
10	283,200	215,700	180,900	156,300	132,100	114,400	97,800	73,500
11	290,000	222,300	186,600	161,700	136,700	117,900	100,400	75,300
12	295,300	228,900	192,300	167,100	141,300	121,400	102,900	77,100
13	300,600	235,400	197,800	172,500	145,900	124,900	105,400	78,900
14	305,600	240,700	203,300	177,700	150,200	128,000	107,500	80,700
15	309,800	246,000	208,700	182,900	154,200	131,000	109,600	82,400
16		249,700	213,200	188,000	158,000	133,900	111,700	84,100
17			217,700	192,200	161,800	136,800	113,800	85,400
18			221,000	196,400	164,500	139,300	115,800	
19				199,500	167,200	141,800	117,400	
20					169,900	143,600		
21					171,900			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	112,700	95,300	78,400	70,300	58,000	52,000
2	116,500	98,700	81,700	72,900	59,700	53,500
3	120,300	102,200	85,100	75,600	61,400	55,000
4	124,400	105,700	88,500	78,400	63,200	56,500
5	128,500	109,200	91,900	81,300	65,300	58,000
6	132,900	112,700	95,300	84,200	67,700	59,600
7	137,300	116,200	98,500	87,100	70,300	61,200
8	141,800	119,700	101,700	90,000	72,900	62,900
9	146,300	123,200	104,900	92,900	75,500	64,900
10	150,800	126,400	108,000	95,700	78,100	67,200
11	155,300	129,600	110,800	98,500	80,700	69,500
12	159,800	132,800	113,600	101,300	83,300	71,800
13	164,300	135,900	116,400	104,100	85,700	74,000
14	168,800	139,000	119,200	106,700	88,100	76,100
15	172,700	142,100	122,000	109,300	90,000	78,200
16	176,500	145,200	124,800	111,600	91,900	80,100
17	180,300	148,300	127,600	113,900	93,800	82,000
18	184,100	151,400	130,300	116,200	95,700	83,600
19	187,900	154,500	133,000	118,200	97,600	85,200
20	191,500	157,600	135,300	120,200	99,300	86,800
21	194,800	160,700	137,600	121,900	101,000	88,400
22	198,100	163,800	139,600	123,600	102,600	90,000
23	201,400	166,500	141,600	125,300	104,200	91,600
24	204,100	169,200	143,200	126,800	105,800	93,200
25		171,200			107,200	94,700
26						96,200
27						97,700
28						99,200
29						100,500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めらるるものに適用する。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	209,300	173,900	—	—	—	—	90,500	73,300	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	67,900
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	70,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,300	73,400
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	97,100	76,200
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	118,900	99,700	78,500
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,400	102,200	80,200
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	125,800	104,700	81,800
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,200	107,200	83,400
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	132,500	109,700	85,000
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	135,800	112,100	86,600
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	138,700	114,500	88,200
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	141,200	116,200	89,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	143,700		
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	145,500		
18			251,700	236,800	214,600	178,000			
19					218,600	180,500			
20					221,700	182,500			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	209,300	173,900	—	—	—	—	79,900	71,200	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	100,800	84,000	73,300	66,100
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	105,300	88,100	76,400	68,400
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	109,900	92,200	79,700	71,000
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	114,500	96,300	83,500	73,600
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	119,200	100,400	87,400	76,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	123,900	104,500	91,300	79,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	128,600	108,600	95,200	83,100
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	133,400	112,700	99,100	86,800
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	138,200	116,800	103,000	90,500
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	143,000	121,000	106,900	94,300
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	147,800	125,200	110,800	98,100
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	152,600	129,400	114,700	101,900
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	157,400	133,600	118,600	105,700
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	162,200	137,800	122,500	109,500
16		270,500	242,600	228,800	205,800	166,700	142,000	126,500	113,300
17		274,300	248,100	233,500	210,200	171,200	146,200	130,500	117,100
18			251,700	236,800	214,600	175,700	150,400	134,500	120,900
19					218,600	180,100	154,600	138,500	124,700
20					221,700	183,700	158,800	142,500	128,500
21						187,300	163,000	146,500	132,300
22						190,900	167,200	150,500	136,000
23						194,500	171,400	154,500	139,700
24						198,100	175,000	158,500	143,400
25						200,700	178,600	162,500	147,100
26							182,200	166,400	150,800
27							185,800	169,900	154,500
28							189,400	173,400	158,200
29							191,800	176,900	161,900
30								180,400	165,000
31								183,900	168,100
32								186,200	171,200
33									174,300
34									176,500

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外二案

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	特3等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	209,300	173,900	—	—	—	—	90,500	78,300	—
2	216,400	180,900	161,300	150,200	129,500	109,600	94,700	81,600	63,500
3	223,600	187,900	167,300	155,700	134,400	114,200	98,900	84,900	65,700
4	230,800	194,900	173,300	161,300	139,300	118,800	103,100	88,200	68,100
5	238,600	201,900	179,300	166,900	144,700	123,400	107,300	91,500	71,000
6	246,400	208,900	185,300	172,600	150,200	128,100	111,500	94,800	74,200
7	255,600	215,700	191,000	178,300	155,700	132,900	115,400	98,100	77,400
8	264,800	221,900	196,700	184,000	161,200	137,700	119,000	101,400	79,900
9	274,000	228,000	202,400	189,700	166,800	142,500	122,600	104,700	82,400
10	283,200	234,100	208,100	195,400	172,400	147,300	126,200	107,800	84,900
11	290,000	240,200	213,900	201,100	178,000	152,100	129,800	110,900	87,300
12	295,300	246,300	219,700	206,800	183,600	156,900	133,400	114,000	89,700
13	300,600	252,400	225,500	212,500	189,200	161,700	137,000	117,100	92,100
14	305,600	258,500	231,300	218,200	194,800	165,700	140,400	120,200	94,400
15	309,800	264,500	237,100	223,800	200,300	169,000	143,700	123,200	96,700
16		270,500	242,600	228,800	205,800	172,300	146,700	126,200	99,000
17		274,300	248,100	233,500	210,200	175,500	149,500	128,700	101,300
18			251,700	236,800	214,600	178,000	152,000	131,200	103,600
19					218,600	180,500	154,500	132,900	105,900
20					221,700	182,500	156,300		108,100
21									110,300
22									111,900

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	197,700	161,000	131,700	109,300	86,900	—
2	205,400	168,400	137,500	114,500	90,900	67,900
3	213,100	175,800	143,300	119,700	94,900	70,500
4	220,900	183,200	149,100	124,900	99,000	74,500
5	228,700	190,400	154,900	130,100	103,400	78,500
6	236,400	197,400	160,700	135,100	107,800	82,500
7	244,100	204,400	166,400	140,100	112,200	86,500
8	251,800	211,400	172,000	145,000	116,100	90,000
9	259,500	218,400	177,600	149,700	120,000	93,100
10	265,900	225,400	182,800	154,400	123,800	96,000
11	272,300	232,400	188,000	158,900	127,300	98,900
12	277,700	238,900	193,000	163,400	130,800	101,400
13	283,100	245,400	198,000	167,900	134,300	103,900
14	288,500	250,900	202,500	172,400	137,800	106,400
15	293,100	256,400	207,000	176,800	141,300	108,800
16	297,700	261,600	211,500	181,200	144,700	111,200
17	301,500	266,800	216,000	185,300	148,100	113,600
18		271,800	219,900	189,400	150,800	116,000
19		275,400	223,100	192,300		118,300
20						120,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号 俸	職務の等級				
	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	129,700	104,900	86,300	71,500	59,000
2	133,900	109,100	89,600	74,200	60,600
3	138,100	113,300	92,900	77,100	62,200
4	142,300	117,500	96,600	80,000	64,100
5	146,500	121,700	100,700	83,100	66,400
6	151,000	125,900	104,800	86,200	68,800
7	155,500	129,700	108,900	89,300	71,300
8	160,200	133,300	113,000	92,400	74,000
9	165,000	136,800	117,100	95,500	76,800
10	169,800	140,200	121,100	99,000	79,700
11	174,600	143,600	125,100	102,500	82,700
12	179,400	147,000	128,300	106,000	85,700
13	184,200	150,400	131,500	109,500	88,700
14	189,000	153,800	134,600	112,800	91,700
15	193,000	157,200	137,700	116,000	94,700
16	197,000	160,600	140,800	119,200	97,700
17	201,000	163,900	143,800	122,400	100,700
18	205,000	167,200	146,800	125,600	103,600
19	209,000	170,500	149,300	128,600	106,500
20	212,900	173,800	151,800	131,100	109,400
21	216,400	177,100	154,100	133,600	111,600
22	219,900	179,600	156,400	135,900	113,800
23	223,400		158,600	138,100	115,400
24	226,200		160,400	140,300	
25				142,000	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

号 俸	職務の等級				
	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1			105,800	78,100	65,300
2		123,600	110,600	82,500	67,900
3	160,600	129,300	115,400	87,000	70,800
4	167,600	135,000	120,200	91,500	74,000
5	174,600	140,800	125,300	96,000	77,400
6	181,700	146,600	130,400	100,500	80,900
7	188,800	152,400	135,600	105,000	84,600
8	196,000	158,200	140,800	109,500	88,300
9	203,200	164,000	146,000	114,000	93,000
10	210,400	169,800	151,200	118,500	97,300
11	217,600	175,600	156,400	123,000	101,700
12	224,900	180,800	161,600	127,400	106,100
13	232,200	185,800	166,800	131,800	110,400
14	239,500	190,800	172,000	136,000	114,400
15	246,800	195,800	177,100	140,200	118,400
16	254,100	200,500	182,000	144,200	122,300
17	261,400	205,200	186,800	147,900	126,100
18	268,200	209,900	191,600	151,600	129,900
19	274,900	214,600	196,300	155,300	133,600
20	281,600	219,300	201,000	159,000	137,200
21	288,300	224,000	205,700	162,700	140,800
22	294,800	228,700	210,400	166,400	144,400
23	300,600	233,400	214,700	170,100	147,600
24	305,600	237,900	219,000	173,800	150,800
25	309,800	242,400	222,200	177,200	153,500
26		246,500	224,900	180,500	156,200
27		249,600		183,000	158,900
28					161,600
29					163,600

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	—	74,500	—
2	140,700	78,100	62,800
3	146,100	81,900	65,000
4	151,600	85,800	67,200
5	157,100	89,700	69,900
6	162,700	93,600	73,200
7	168,300	97,500	76,500
8	173,900	101,500	80,000
9	179,600	105,600	83,600
10	185,300	109,700	87,300
11	191,000	114,000	91,000
12	196,700	118,500	94,700
13	202,400	123,300	98,600
14	208,100	128,300	102,600
15	213,800	133,400	106,600
16	219,500	138,600	110,500
17	225,200	143,800	114,400
18	230,900	149,000	118,300
19	237,100	154,200	122,200
20	243,300	159,400	125,700
21	249,500	164,600	129,100
22	255,700	169,800	132,500
23	261,100	174,900	135,900
24	266,500	180,000	139,300
25	270,200	185,100	142,700
26		189,800	146,100
27		194,500	149,500
28		199,200	152,900
29		203,900	155,800
30		208,600	158,700
31		212,800	161,200
32		216,600	163,700
33		220,400	166,200
34		223,900	168,500
35		227,400	170,300
36		230,900	
37		233,500	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
1	—	67,200	—
2	119,800	70,800	62,800
3	124,800	74,500	65,000
4	129,900	78,100	67,200
5	135,000	81,900	69,900
6	140,400	85,800	73,200
7	145,800	89,700	76,500
8	151,200	93,600	80,000
9	156,600	97,500	83,600
10	162,000	101,500	87,200
11	167,300	105,600	90,800
12	172,600	109,700	94,400
13	177,900	114,000	98,000
14	183,200	118,500	101,600
15	188,500	123,300	105,200
16	193,700	128,200	108,800
17	198,900	133,100	112,400
18	204,100	138,200	115,800
19	209,300	143,300	119,200
20	214,500	148,400	122,600
21	219,700	153,500	125,900
22	224,500	158,300	129,000
23	229,100	163,000	132,100
24	233,200	167,700	134,800
25	237,300	172,000	137,400
26	240,800	176,300	139,700
27	243,400	180,500	142,000
28	246,000	184,700	144,100
29	248,600	188,700	145,800
30		192,700	147,500
31		196,700	149,200
32		200,700	
33		204,500	
34		208,300	
35		211,800	
36		214,600	
37		217,400	
38		219,800	
39		222,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外一案

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	217,500	—	105,800	85,200	67,200
2	224,800	135,000	110,600	89,300	70,800
3	232,100	140,800	115,400	93,400	74,500
4	239,400	146,600	120,200	97,500	78,100
5	246,700	152,400	125,300	101,600	82,200
6	254,000	158,200	130,400	105,800	86,300
7	261,300	164,000	135,600	110,200	90,400
8	268,200	169,800	140,800	114,700	94,500
9	274,900	176,100	146,600	119,400	98,600
10	281,600	182,400	152,400	124,200	102,800
11	288,300	188,300	158,200	129,000	107,000
12	294,800	194,800	164,000	134,100	111,200
13	300,600	203,200	169,800	139,200	115,400
14	305,700	210,400	175,600	144,600	119,400
15	309,900	217,600	180,800	150,000	123,300
16		224,900	185,800	155,400	127,200
17		232,200	190,800	160,800	131,100
18		239,500	195,800	166,100	135,000
19		246,800	200,500	171,400	138,900
20		254,100	205,200	176,600	142,600
21		260,500	209,900	181,600	146,200
22		265,100	214,600	186,600	149,800
23		269,700	218,900	191,600	153,300
24		274,300	223,200	196,300	156,700
25		278,900	227,300	201,000	160,000
26		283,500	231,400	205,700	163,100
27		287,300	235,200	210,400	165,600
28			238,300	214,700	
29				219,000	
30				223,000	
31				227,000	
32				230,500	
33				233,300	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	71,700	62,700	—
2	—	—	74,800	65,200	57,700
3	—	—	78,300	67,800	59,300
4	159,000	113,100	82,600	70,500	60,900
5	165,800	118,600	86,900	73,300	62,700
6	172,800	124,100	91,300	76,500	65,100
7	179,800	129,700	95,700	80,100	67,600
8	186,800	135,300	100,300	84,000	70,200
9	194,400	140,900	104,900	88,200	72,200
10	202,000	146,500	109,500	92,500	74,200
11	209,600	151,900	114,100	96,800	76,200
12	217,600	157,300	118,700	101,100	78,200
13	225,600	162,700	123,300	105,400	80,100
14	233,600	167,600	127,800	109,600	82,000
15	241,600	172,500	132,300	113,500	83,900
16	249,400	177,000	136,800	117,200	85,800
17	257,200	181,200	141,300	120,600	87,200
18	265,000	185,100	145,500	124,000	
19	272,800	189,000	149,700	127,400	
20	280,600	192,900	153,900	130,800	
21	287,100	196,800	158,000	134,200	
22	292,100	200,700	162,100	137,600	
23	297,100	204,600	166,200	140,300	
24	301,600	208,500	169,800	142,900	
25	306,100	212,100	173,400	145,000	
26	309,800	215,700	176,100		
27		218,500			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院会議録第六号 一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

別表第七 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	202,500	153,500		91,700
2	209,600	160,400	133,300	97,100
3	216,700	167,300	139,900	102,500
4	223,800	174,300	146,700	107,900
5	230,900	181,300	153,500	114,200
6	237,900	188,300	160,300	120,500
7	244,900	195,400	167,100	126,900
8	251,600	202,500	174,000	133,300
9	258,300	209,600	180,900	139,700
10	265,000	216,700	187,800	146,100
11	271,700	223,800	194,700	152,500
12	278,400	230,200	200,500	157,700
13	284,900	236,600	206,300	162,900
14	291,400	243,000	211,900	168,100
15	297,000	249,400	217,400	173,300
16	302,600	255,700	222,900	178,500
17	308,200	261,800	228,400	183,700
18	313,200	267,900	233,900	188,900
19	317,400	274,000	239,400	193,900
20		279,200	244,100	197,400
21		284,400	248,800	200,900
22		288,100	252,900	203,500
23			256,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	195,500	159,000	120,000	88,500	71,600	62,900	
2	203,200	166,000	125,200	92,700	74,500	65,500	59,300
3	210,900	173,100	130,400	97,000	77,600	68,100	61,000
4	218,800	180,200	135,700	101,300	80,700	70,900	62,800
5	226,700	187,300	141,200	105,600	84,400	73,800	65,100
6	234,700	194,400	146,700	109,900	88,100	76,900	67,600
7	242,700	201,500	152,200	114,200	92,000	80,000	70,100
8	250,700	208,600	157,700	118,700	95,900	83,100	71,900
9	258,700	215,700	163,100	123,200	99,800	86,200	73,700
10	266,700	222,300	168,500	127,800	103,700	89,300	75,500
11	271,700	228,900	173,900	132,400	107,600	92,400	77,300
12	276,300	235,400	179,100	137,000	111,200	95,200	79,000
13	280,900	240,700	184,300	141,600	114,800	98,000	80,300
14	285,400	246,000	189,300	146,200	118,400	100,600	
15	289,900	251,300	193,700	150,600	121,900	103,100	
16	293,800	255,000	198,100	154,800	125,400	105,600	
17			202,100	158,900	128,500	107,700	
18			206,100	163,000	131,600	109,800	
19			209,200	165,900	134,500	111,900	
20				168,700	137,400	113,500	
21				171,500	139,900		
22				173,600	141,700		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の第二項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者(その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く)であつてその届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実が生じた日から十五日を経過した後に変更されたものであるときは、その届出がされた日)に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの(前号に該当する者を除く)。

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の法第十一条の第二項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く)であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの(その日以前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内同項の規定による届出がされたものを含む)があつたもの。

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の第二項の規定による届出がされたもの(その日以前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内同項の規定による届出がされたものを含む)があつたもの。

8 前項第一号又は第二号の規定による届出がこれ法律の施行の日から三十日を経過した後に変更された場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用に

ついては、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間、同項中「千五百円(職員に配偶者がない場合に於ては、そのうち一人については三千五百円)」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の第二項の規定による届出がされたもの(これらの日以前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内同項の規定による届出がされたものを含む)を有するときに於ける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の法第十一条の第二項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後に変更されたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から改定する。

10 (給与の内払)
職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。
(人事院規則への委任)
11 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和四十九年七月二十六日付け勸告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、宿日直手当及び期末手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩國際海洋博覧會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案
右
昭和三十九年十二月十四日
内閣総理大臣 三木 武夫

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩國際海洋博覧會政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「十八の二」を「十八の二に、「二十六の二」を「二十六の二」に改める。
第三条第二項中「五十二万円」を「六十五万円」に改め、同条第三項中「七十五万円」を「九十万円」に改める。
第四条第二項中「一万二千元」を「一万五千五百円」に、「二万六千五百円」を「二万七千二百円」に改める。
第六条中「罷免又は死亡に因り」を「又は罷免により」に改め、同条に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣等が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
第七条中「前二条」を「第五条又は前条第一項」に、「日割」を「日割り」に改める。
第九条中「一万二千元をこえない」を「一万五千五百円を超えない」に改める。
附則第七項及び第八項を削る。
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第三条関係)

官	職	名	俸	給	月	額
内閣総理大臣						一、二五〇、〇〇〇円
国務大臣						九〇〇、〇〇〇円
会計検査院長						
人事院総裁						

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

二五〇

内閣法制局長官 公正取引委員会委員長 宮内庁長官	七五〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。) 人事官(人事院総裁を除く。) 政務次官 公青等調整委員会委員長	六五〇、〇〇〇円
内閣官房副長官 総理府総務副長官 侍 従 長	六四〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員 公正取引委員会委員 地方財政審議会会長 中央更生保護審査会委員長 航空事故調査委員会委員長 式部官長	六三〇、〇〇〇円
公青等調整委員会の常勤の委員 社会保険審査会の委員長及び委員 労働保険審査会委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員 行政監理委員会委員 地方財政審議会委員 原子力委員会の常勤の委員 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	五五五、〇〇〇円

科学技術会議の常勤の議員 宇宙開発委員会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空事故調査委員会の常勤の委員 運輸審議会委員 東宮大夫	七五〇、〇〇〇円 六四〇、〇〇〇円 六三〇、〇〇〇円 五五五、〇〇〇円 四九五、〇〇〇円
--	--

別表第二(第三条関係)

官 職 名 大使	俸 給 月 額 五号俸 七五〇、〇〇〇円 四号俸 六四〇、〇〇〇円 三号俸 六三〇、〇〇〇円 二号俸 五五五、〇〇〇円 一号俸 四九五、〇〇〇円
公使	四号俸 六四〇、〇〇〇円 三号俸 六三〇、〇〇〇円 二号俸 五五五、〇〇〇円 一号俸 四九五、〇〇〇円

別表第三(第三条関係)

官 職 名 秘書官	俸 給 月 額 八号俸 二四五、〇〇〇円 七号俸 二二三、五〇〇円 六号俸 二〇二、〇〇〇円 五号俸 一八一、〇〇〇円 四号俸 一六二、〇〇〇円
--------------	---

三号俸	一四四、〇〇〇円
二号俸	一二九、五〇〇円
一号俸	一一八、五〇〇円

(沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正)
 第二条 沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「五十一万円」を「六十四万円」に改める。
 附則第三項を削る。

附則
 1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 特別職の職員が、改正前の特別職の職員の給与に関する法律又は沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

理由
 一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右
 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
 昭和三十九年十二月十四日
 内閣総理大臣 三木 武夫

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
 第十条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「又は死亡し」を削り、「場合の一」を場合のいずれかに改め、同項の次に次の一項を加える。
 4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。
 第十四条の見出しを「(初任給調整手当等)」に改め、同条第一項中「参事官等には」の下に「初任給調整手当」を加える。

第十八条第二項中「九千五百円」を「一万千六百五十円」に改める。
 第二十五条第二項中「二万九千二百円」を「三万九千四百円」に改める。
 第二十七条第一項中「因る」を「よる」に改め、同条第二項中「俸給の特別調整額、扶養手当」を「俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当」に改める。
 附則中第十六項及び第十七項を削り、第十八項を第十六項とする。
 別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職 俸 給 月 額	職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
			俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	285,000	1	220,100	168,800	—	105,800
2	310,000	2	230,200	176,000	149,600	110,500
3	345,000	3	240,300	183,300	155,600	115,300
4	380,000	4	250,400	191,000	161,600	120,200
5	410,000	5	260,500	198,700	167,700	126,400
6	440,000	6	270,600	206,400	173,800	131,800
7	480,000	7	280,700	214,100	179,900	137,200
8	520,000	8	290,800	221,800	186,100	142,700
9	555,000	9	300,900	229,500	192,400	148,200
10	595,000	10	311,000	236,900	198,700	154,000
11	630,000	11	318,500	244,200	205,000	159,800
		12	324,400	251,400	211,200	165,700
		13	330,200	258,600	217,300	171,600
		14	335,700	264,400	223,300	177,500
		15	340,300	270,200	229,200	183,400
		16		274,300	234,200	189,300
		17			239,100	195,200
		18			242,700	200,900
		19				206,500
		20				211,100
		21				215,700
		22				219,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外二案

二五二

3 3 3	陸海空 尉尉尉 給額	准 陸海空 給額	尉尉尉 給額	1 1 1	陸海空 曹曹曹 給額	2 2 2	陸海空 曹曹曹 給額	3 3 3	陸海空 曹曹曹 給額	陸海空 士士士 給額	長 長 長 給額	1 1 1	陸海空 士士士 給額	2 2 2	陸海空 士士士 給額	3 3 3	陸海空 士士士 給額
	101,800	97,300	85,600		76,600		72,500		66,700		63,500		58,200		55,700		
	104,000	101,800	90,100		81,100		76,100		69,600		66,400						
	106,300	106,300	94,600		85,600		80,300		72,500		69,300						
	110,800	110,800	99,100		90,100		84,600		75,700		72,000						
	115,300	115,300	103,600		94,600		88,900		79,000								
	119,800	119,800	108,100		99,100		93,200		82,300								
	124,300	124,300	112,600		103,600		97,500		85,600								
	128,900	128,800	117,100		108,100		101,700		88,900								
	133,500	133,300	121,600		112,600		105,900		92,100								
	138,200	137,900	126,200		117,100		110,100										
	142,800	142,500	130,800		121,600		114,100										
	147,400	147,100	135,300		126,100		118,100										
	152,000	151,600	139,800		130,500		122,000										
	156,600	156,100	144,300		134,700		125,900										
	161,200	160,600	148,800		138,900		129,300										
	165,800	165,100	153,300		143,100		132,600										
	170,300	169,600	157,700		147,300		135,900										
	174,800	174,100	162,100		151,000		139,200										
	179,300	178,600	166,500		154,400		142,500										
	183,800	183,100	170,900		157,800												
	188,300	187,600	175,300		161,100												
	192,300	191,600	179,300														
	196,300	195,500	183,200														

占める者で政令で定めるものとする。

附則

(施行期日等)

- この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。
(俸給の切替え)
- 昭和四十九年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、切替日においてこの法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定によりその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)
- 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)第八条第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額に対応する職務の等級における号俸による額を受けていた切替日前の期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)
- 切替日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。
(切替期間に異動した職員の俸給月額等)
- 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、旧法の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第...号)による改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第八までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級	陸海空		将将	陸海空	補補	1等	陸海空	佐佐	2等	陸海空	佐佐	1等	陸海空	尉尉	2等	陸海空	尉尉
	俸	給	将	俸	給	1	俸	給	2	俸	給	1	俸	給	2	俸	給
号	(一)	(二)	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
1	285,000	236,900	205,000	174,300	150,500									121,700		106,700	
2	310,000	247,300	212,900	181,300	156,000					144,500				126,800		111,400	
3	345,000	257,700	220,800	188,800	162,100					149,900				132,000		116,200	
4	380,000	268,100	228,700	196,700	168,200					155,400				137,200		121,000	
5	410,000	278,500	236,600	204,700	174,300					161,500				142,400		125,800	
6	440,000	288,900	244,500	212,600	180,400					167,600				147,700		130,700	
7	480,000	299,300	252,500	220,500	186,800					173,600				153,000		135,600	
8	520,000	309,700	260,600	228,400	193,200					179,600				158,300		140,500	
9	555,000	320,100	268,400	236,200	199,600					185,600				163,600		145,500	
10	595,000	327,700	274,800	243,500	206,000					191,500				169,100		150,500	
11	630,000	333,700	281,100	250,800	212,400					197,400				174,600		155,200	
12		339,700	285,400	257,900	218,800					203,300				180,300		159,800	
13			289,600	265,000	225,200					209,100				186,000		164,400	
14				270,800	231,600					214,900				191,200		169,000	
15				276,500	237,900					220,600				196,400		173,600	
16				280,500	244,100					226,200				201,500		178,200	
17				284,500	250,300					230,800				205,700		182,700	
18					255,900	235,300				235,300				209,900		187,200	
19					261,200	239,400				239,400				214,100		191,700	
20					265,200	243,400				243,400				218,100		195,700	
21					269,200											199,700	
22					273,200												
23																	

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を

職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

6 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新法の規定による切替日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において新法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

8 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定によ

る給与の内払とみなす。

(政令への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事小宮山重四郎君。

[報告書は本身末尾に掲載]

[小宮山重四郎君登壇]

○小宮山重四郎君 ただいま議題となりました三法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年七月二十六日付の人事院勧告に基づいて、全俸給表の全俸給月額、医師

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号

一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案外二案 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案 二五四

の初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、住居手当及び宿日直手当の額の改定、期末手当の支給割合の引き上げ等を勧告どおり実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員に給与改定に伴い、特別職の職員に俸給月額改定等を行なおうとするものであります。

最後に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員に給与改定に準じ、防衛庁職員に俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。

以上三法案は、十二月十四日本委員会に付託され、十八日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、本二十三日質疑を終了いたしましたところ、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案に対し、中路委員より、初任給の引き上げ等と宿日直手当改定の実施期日の繰り上げを内容とする日本共産党・革新共同提案に係る修正案が提出され、趣旨説明の後、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して植木總理府総務長官より、人事院勧告及び本年度の財政

事情にかんがみ、政府としては賛成しがたい旨の意見が述べられ、討論を行ない、採決の結果、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって、他の二法案は多数をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案に対して、附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

まず、一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、特別職の職員に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○森喜朗君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

は、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 森喜朗君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

を提出する。

昭和四十九年十二月二十三日

提出者

議院運営委員長 田澤 吉郎

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(住居手当)

第二条 国会議員の秘書で次に掲げるものは、住

居手当月額として、一般職の職員との給与に關する法律第十一條の六第二項の規定の例により算出した金額を受ける。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、その月額が一般職の職員の給与に關する法律第十一條の六第一項第一号に規定する金額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている国会議員の秘書(両議院の議長が協議して定める国会議員の秘書を除く。)

二 その所有に係る住宅(両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる住宅を含む。)に居住している国会議員の秘書で世帯主であるもの

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

2 国会議員の秘書が、改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二條の規定に基づいて昭和四十九年四月一日以後の分として受けた住居手当は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律第二條の規定による住居手当の内払とみなす。

理由

政府職員の住居手当の額の改定等に伴い、国会議員の秘書の住居手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事小淵恵三君。

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 たいま議題となりました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、今回、一般職職員の給与法の改正により政府職員の住居手当の額等が改定されることに伴い、国会議員の秘書の住居手当についてもこれと同様の措置をしようとするものであります。本年四月一日から適用することといたしております。

本案は、議院運営委員会において起草提出したものであります。

何とぞ、御賛同くださるようお願いいたします。

す。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席國務大臣

國務大臣 植木 光教君
國務大臣 坂田 道太君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十日、藤野事務総長から小山裁判官兼効裁判所裁判長及び岸田参議院事務総長あて、本院は裁判官兼効裁判所裁判員予備員松永光君

辞職につきその補欠として林義郎君を選任し、同君の職務を行なう順序は第二順位と指定した旨通知した。

一、去る二十日、藤野事務総長から小島裁判官兼追委員会委員長及び岸田参議院事務総長あて、本院は裁判官兼訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行なう順序は頭書のとおり指定した旨通知した。

裁判官訴追委員

齋藤 邦吉君(中山正暉君の補欠)

同予備員

第一 佐藤 守良君(羽田野忠文君の補欠)
一、去る二十日、本院は原子力委員会委員に井上五郎君を任命したことに伴って承認した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は国家公安委員会委員に今井久君を任命したことに伴って承認した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は公害健康被害補償不服審査委員会に加藤光徳君、近藤功君、鈴木一男君、中西彦二郎君、本庄務君及び村中俊明君を任命したことに伴って承認した旨内閣に通知した。

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告

一、去る二十日、本院は運輸議審委員会に白井勇君及び宮崎清文君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は労働保険審査委員会に高橋展子君を任命したことに付いて承認した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は人事官に藤井貞夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は公正取引委員会委員に青山春樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は公安審査委員会委員に我妻源二郎君及び田上穂治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は電波監理審議会委員に石川敦雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は中央更生保護審査委員会委員に武田喜代子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は社会保険審査委員会委員長に河野鎮雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(選出通知)

一、去る二十日、本院は検察官適格審査委員会及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査委員会

天野 光晴君(丹羽兵助君辞任につきその補欠)

小澤 太郎君(宇野宗佑君辞任につきその補欠)

同予備委員

保岡 興治君(天野光晴君の予備委員)

なお、予備委員唐沢俊二郎君は小澤太郎君の予備委員とした旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は中国地方開発審議会委員に衆議院議員柴田健治君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は国土開発幹線自動車建設審議会委員に衆議院議員中曾根康弘君、同尾弘吉君、同松野頼三君、同福田篤泰君及び同坪川信三君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十日、本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員中曾根康弘君、同尾弘吉君、同松野

頼三君及び同福田篤泰君を指名した旨内閣に通知した。

(報告書受領)

一、去る二十日、内閣を経由して公正取引委員会委員長高橋俊英君から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく昭和四十八年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十日、前尾議長は、三木内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十四回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房司 勝見 嘉美
法制調査部長

外務省条約局外務参事官 伊達 宗起

大蔵大臣官房審議官 岩瀬 義郎

同 且 弘昌

大蔵省理財局次長 後藤 士男

同 金光 邦夫

農林大臣官房審議官 今村 宣夫

農林省構造改善局次長 杉田 栄司

運輸大臣官房審議官 中村 四郎

運輸省鉄道監督 杉浦 喬也
局固有鉄道部長

労働省労働基準局安全衛生部長 中西 正雄

労働省職業安定局審議官兼労働省職業安定局失業対策部長 岩崎 隆造

自治大臣官房審議官 山下 稔

同 石見 隆三

自治省行政局選挙部長 土屋 佳照

(政府委員任命)

一、去る二十一日、三木内閣総理大臣から前尾議長あて、二十日議長において承認した勝見嘉美外十四名を二十一日第七十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(応召議員)

一、今二十三日、召集に応じた議員は次のとおりである。

山口県第二区選出 佐藤 榮作君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

篠田 弘作君 塩川正十郎君

永山 忠則君 綿貫 民輔君

渡辺 敏三君 増岡 博之君

塩川正十郎君 篠田 弘作君
 増岡 博之君 渡辺 紘三君
 綿貫 民輔君 永山 忠則君

法務委員
 辞任 補欠

塩谷 一夫君 渡辺 紘三君
 渡辺 紘三君 塩谷 一夫君

外務委員

辞任 補欠

加藤 紘一君 篠田 弘作君
 深谷 隆司君 永山 忠則君
 渡部 一郎君 岡本 富夫君
 篠田 弘作君 加藤 紘一君
 永山 忠則君 深谷 隆司君
 岡本 富夫君 渡部 一郎君

大蔵委員

辞任 補欠

塩谷 一夫君 野田 卯一君
 広沢 直樹君 坂井 弘一君
 野田 卯一君 塩谷 一夫君
 坂井 弘一君 広沢 直樹君

社会労働委員

辞任 補欠

小林 正巳君 竹中 修一君

山本 政弘君 多賀谷貞稔君
 竹中 修一君 小林 正巳君
 多賀谷貞稔君 山本 政弘君

運輸委員
 辞任 補欠

綿貫 民輔君 瀬戸山三男君
 齊藤 正男君 安宅 常彦君
 瀬戸山三男君 綿貫 民輔君
 安宅 常彦君 齊藤 正男君

予算委員

辞任 補欠

岡本 富夫君 渡部 一郎君
 松本 善明君 山原健二郎君
 坂井 弘一君 広沢 直樹君
 瀬戸山三男君 綿貫 民輔君
 野田 卯一君 塩谷 一夫君
 安宅 常彦君 楠 兼次郎君
 中澤 茂一君 武藤 山治君
 山原健二郎君 松本 善明君
 渡部 一郎君 岡本 富夫君
 竹本 孫一君 安里積千代君
 塩谷 一夫君 野田 卯一君

決算委員

辞任 補欠

綿貫 民輔君 瀬戸山三男君
 楠 兼次郎君 安宅 常彦君
 武藤 山治君 中澤 茂一君
 田代 文久君 不破 哲三君
 広沢 直樹君 矢野 絢也君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 石炭対策特別委員

辞任 補欠

愛野興一郎君 片岡 清一君
 片岡 清一君 愛野興一郎君

(議案提出)

一、去る二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出)

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(川保健二郎君外十六名提出)

一、今二十三日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(議案受領)
 一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案
 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 原子爆弾被爆者等援護法案

(議案付託)
 一、去る二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

原子爆弾被爆者等援護法案(浜本万三君外三名提出、参法第七号)(予)

社会労働委員会 付託

公職選挙法の一部を改正する法律案(内藤功君外一名提出、参法第五号)(予)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(内藤

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

功君外一名提出、参法第六号(全)

以上三件 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

(条約送付)

一、去る二十日、第七十二回国会及び第七十三回国会において本院で継続審査をした次の条約を参議院に送付した。

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで署名された世界的所有権機関を設立する条約の締結について承認を求めめるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで、千九百六十七年六月二日にワシントンで、千九百六十七年十一月六日にヘーグで、千九百六十七年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約の締結について承認を求めめるの件

千九百六十七年六月二日にワシントンで、千九百六十七年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定の千

九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めめるの件

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正され

た千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めめるの件

(議案送付)

一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十九年度一般会計補正予算(第一号)

昭和四十九年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和四十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

九百六十七年七月十四日のストックホルム追加協定の締結について承認を求めめるの件

千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八十年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年七月二十四日にパリで改正され

た千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約の締結について承認を求めめるの件

(議案撤回)

一、去る二十日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

昭和四十九年分の所得税の臨時特例に関する法律案(武藤山治君外五名提出、第七十二回国会衆法第七号)

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書

は次のとおりである。

農業及び小規模個人営業用資産に対する相続税制度の抜本的改正についての質問主意書(玉置一徳君提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十九年七月二十六日付けの給与改定に関する人事院勧告を勧告どおり、四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 全俸給表の全俸給月額を改め、一万三千元ないし十三万円引き上げた額とする。

2 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員に支給する初任給調整手当の支給月額の限度額を十

一万円から十三万円に引き上げ、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対し、採用の日から二十年内、月額二万五千円を限度として初任給調整手当を支給する。

3 扶養手当の支給月額を、配偶者については

五千円(現行三千五百円)に、配偶者以外の扶養親族のうち、二人までについてはそれぞれ千五百円(現行満十八歳未満の子のうち、二人までは千円、その他の扶養親族は四百円)に引き上げる。ただし、配偶者を欠く場合にあつては扶養親族のうち一人については三千五百円(現行満十八歳未満の子のうち、一人は二千五百円)に引き上げる。

4 住居手当の支給月額を、月額一万円以下(現行七千円以下)の家賃を支払っている職員については家賃の月額から四千円を控除した額とし、月額一万円を超える家賃を支払っている職員についてはその超える額の二分の一を二千円を限度として六千円(現行三千円)に加算した額とする。また、自宅等に居住している世帯主である職員に対し、新たに住居手当として月額千円(住宅を新築又は購入した場合にあつては、新築又は購入した日から五年を経過するまでの間は二千五百円)を支給する。

5 通勤手当について、運賃等相当額的全額支給の限度額を月額五千円から八千円に引き上

げ、全額支給の限度額を超える部分の二分の一加算の限度額を千円(現行二千円)とする。ともに、自転車等使用者に対する支給月額を、その使用距離が片道十キロメートル未満の職員にあつては千円から千三百円に、その他は千八百円から二千三百円(調整手当非支給地所在官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、自転車等の使用距離が、片道十キロメートル以上十五キロメートル未満の場合は二千円から二千五百円、片道十五キロメートル以上の場合は二千五百円から三千五百円)に引き上げる。

6 宿日直手当について、勤務一回の支給限度額を、千円から千三百円(管理、監督等の業務を主とする宿日直にあつては二千円から二千六百円)に、土曜日等の退庁時から引き続く場合にあつては千五百円から千九百五十円(管理、監督等の業務を主とする宿日直にあつては三千円から三千九百円)に引き上げる。とともに、常直的な宿日直勤務の支給月額の限度額を七千円から九千円に引き上げる。(昭

和四十九年九月一日から実施)

7 期末手当についての支給割合を、六月に支給する場合にあつては百分の百十から百分の百四十に、十二月に支給する場合にあつては百分の二百から百分の二百十に引き上げる。(昭和四十九年九月一日から実施)

その他、委員、参与等の非常勤職員に対する手当について、その支給限度額を月額一万二千円から一万五千五百円に引き上げることとする。

二 議案の可決理由

昭和四十九年七月二十六日付けの一般職の職員の給与改定に関する人事院勧告の趣旨にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

また、原案に対して、日本共産党・革新共同中路雅弘君の提案に係る「初級試験採用の初任給引上げとこれに伴う調整を行うため、一部の

号俸について俸給月額を三千円ないし百円増額し、また、宿日直手当改定の実施期日を昭和四十九年四月一日とする。旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。

この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、植木総理府総務

長官より「人事院勧告及び本年度の財政事情にかんがみ、政府としては賛成しがたい。旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三千九百九十七億円である。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
本年の勧告は例年に比べて早期に勧告されたにもかかわらず、はなはだしくおくれたことは、誠に遺憾である。政府は、民間並びに三公社・五現業の給与の支給の実情にかんがみ、公務員給与の

支給に当たつては勧告の時期も考慮して支給が行われるよう支給手続きの改善について検討すべきである。

なお、政府は、公務に優秀な人材を誘致できるように、民間並びに三公社・五現業の初任給との関係をも更なる考慮することについて必要な検討をすべきである。

右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律及び沖繩国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員についてもその俸給月額を改定等を行う、昭和四十九年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 内閣総理大臣等の俸給月額を次のように増額する。(カッコ内は現行)

- 内閣総理大臣 百二十五万円(百五十万円)
- 内閣総務大臣 九十万円(七十五万円)
- 内閣法制局長官等 七十五万円(六十万円)
- 内閣法制局長官等 六十五万円(五十二万円)
- 内閣官房副長官等 六十四万円(五十一万円)
- 内閣公安委員会委員等 六十三万円(五十万円)
- 国家公安委員会委員等 五十五万円(四十四万円)
- 公署等調整委員会の常勤の委員等

2 大使及び公使の俸給月額については、内閣大臣と同額の俸給を受けるいわゆる大使特号俸は九十万円、大使五号俸は七十五万円(十五万円増額)とし、大使及び公使の四号俸以下は一般職の職員の指定職俸給表の改定に準

じ、六十四万円ないし四十九万五千円(十三万円ないし十萬五千円増額)とする。
3 秘書官の俸給月額を、一般職の職員の給与改定に準じ二十四万五千円(八号俸)ないし十一万八千五百円(一号俸)とする。(五万四千

円ないし二万七千五百円増額)
4 常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を二万七千二百円とする。(五千六百円増額)
5 非常勤の委員に支給する手当の限度額を、日額二万五千五百円とする。(三千五百円増額)
6 沖繩国際海洋博覧会政府代表の俸給月額を、大使四号俸に準じ六十四万円とする。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は約八億円である。右報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長 前尾繁三郎殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、今般提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行い、昭和四十九年四月一日から実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定する。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、二万九千二百円から三万九千四百円に増額する。

3 首外居住者に対する首外手当の月額を、九千五百円から一万六千五百円に増額する。

4 参事官等俸給表の適用を受ける職員で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にある者に対して、初任給調整手当を支給できるようにする。

なお、事務官等の俸給、扶養手当、住居手当、通勤手当、医師及び歯科医師である自衛官又は事務官等に対する初任給調整手当等については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用しているので、同法の改正によつて同様の改定が行われることとなる。

その他、附則において、俸給の切替え及び所要の経過措置等について規定している。

二 議案の可決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約千六百二十九億円である。

右報告する。

昭和四十九年十二月二十三日

内閣委員長 徳安 實蔵

衆議院議長 前尾繁三郎殿

昭和四十九年十二月二十三日 衆議院會議録第六号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(送料別)

所發行

東京港区新富町二番地 郵便番号一〇七

大藏省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(交代)